

第6期太田市障がい福祉計画
第2期太田市障がい児福祉計画

令和3年3月

太 田 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	4
第2章	障がいのある人の状況	
1	身体障がいのある人	5
2	知的障がいのある人	7
3	精神障がいのある人	8
4	障がいのある児童・生徒の就学の状況	9
5	福祉医療受給者数の推移	10
6	障害（基礎）年金受給権者数の推移	10
第3章	自立支援システムの全体像	11
第4章	成果目標（令和5年度末の基本目標）	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	14
4	福祉施設から一般就労への移行等	15
5	障がい児支援の提供体制の整備等	17
6	相談支援体制の充実・強化等	18
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	19
第5章	活動指標（障害福祉サービス等の見込み量）	
1	訪問系サービス	20
2	日中活動系サービス	21
(1)	生活介護	21
(2)	自立訓練（機能訓練）	22
(3)	自立訓練（生活訓練）	23
(4)	就労移行支援	24
(5)	就労継続支援A型（雇成型）	25
(6)	就労継続支援B型（非雇成型）	26
(7)	就労定着支援	27
(8)	療養介護	28
(9)	短期入所（ショートステイ）	29
3	住居系サービス	30
(1)	自立生活援助	30
(2)	共同生活援助（グループホーム）	31
(3)	施設入所支援	32
(4)	宿泊型自立訓練	33
4	相談支援	34
(1)	計画相談支援	34
(2)	地域移行支援	35
(3)	地域定着支援	36

5	障がい児支援	37
(1)	児童発達支援	37
(2)	放課後等デイサービス	38
(3)	保育所等訪問支援	39
(4)	医療型児童発達支援	40
(5)	居宅訪問型児童発達支援	41
(6)	福祉型児童入所支援	42
(7)	医療型児童入所支援	43
(8)	障害児相談支援	44
(9)	医療的ケア児に係るコーディネーターの配置	45
第6章	地域生活支援事業の必要量の見込み	
1	必須事業	46
(1)	理解促進研修・啓発事業	46
(2)	自発的活動支援事業	46
(3)	相談支援事業	47
(4)	成年後見制度利用支援事業	48
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	48
(6)	意思疎通支援事業	49
(7)	日常生活用具給付事業	50
(8)	手話奉仕員養成研修事業	51
(9)	移動支援事業	51
(10)	地域活動支援センター機能強化事業	52
2	任意事業	53
第7章	計画の推進	
1	見込み量確保のための方策	54
(1)	訪問系サービス	54
(2)	日中活動系サービス	54
(3)	住居系サービス	54
(4)	相談支援	54
(5)	障がい児支援	55
(6)	地域生活支援事業	55
2	関係機関との連携	55
3	進捗状況の管理と評価	56
資 料	計画書策定の経過	57

※「障害者」の「障がい者」の表記について

太田市では、人にやさしい行政の取り組みとして、平成17年度から市で使用する「障害者」などの「害」の字の表記について、ひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、固有名詞については、変更せずに、引き続き「害」の字を使用しています。このため、本計画においても「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

市町村障害福祉計画は、平成 17 年に成立した障害者自立支援法（平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正）に基づき、1 期 3 力年の計画として平成 18 年度を初年度とする第 1 期から平成 30 年度から始まる第 5 期計画まで、順次内容の拡充が図られつつ策定、実施されてきました。この間、国連において「障害者権利条約」が 2006 年（平成 18 年）に採択され、2008 年（平成 20 年）に発効しましたが、これを受け我が国では、平成 23 年に障害者基本法が改正となり、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念が盛り込まれ、同時に、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する等の目的も明確化されました。また、平成 23 年には障がい者に対する虐待の禁止や防止、早期発見、通報義務などをうたった「障害者虐待防止法」が成立し、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであることが明文化され、障がい者の権利利益の擁護に資する目的が示され、平成 24 年 10 月に施行されました。平成 25 年には「障害者差別解消法」が制定され、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止と社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供が義務づけられ、平成 28 年 4 月に施行となりました。

平成 30 年施行の児童福祉法の改正で「市町村障害児福祉計画」の策定が義務づけられ、この計画は障害者総合支援法における「市町村障害福祉計画」と一体的に策定することが可能とされました。

本計画は、令和 2 年度にて計画期間の満了を迎える「第 5 期太田市障がい福祉計画・第 1 期太田市障がい児福祉計画」を見直し、改正事項を盛り込んだ「第 6 期太田市障がい福祉計画・第 2 期太田市障がい児福祉計画」として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画を「第6期太田市障がい福祉計画」とし、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を「第2期太田市障がい児福祉計画」として一体的に策定した計画です。

また、国や群馬県の上位計画との整合をはかるとともに、市の「障がい者福祉計画」の個別計画として位置付けられ、本市において今後展開される障がい福祉サービス提供体制の確保に関する目標などを定めたものです。

【障害者総合支援法（抜粋）】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

【児童福祉法（抜粋）】

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

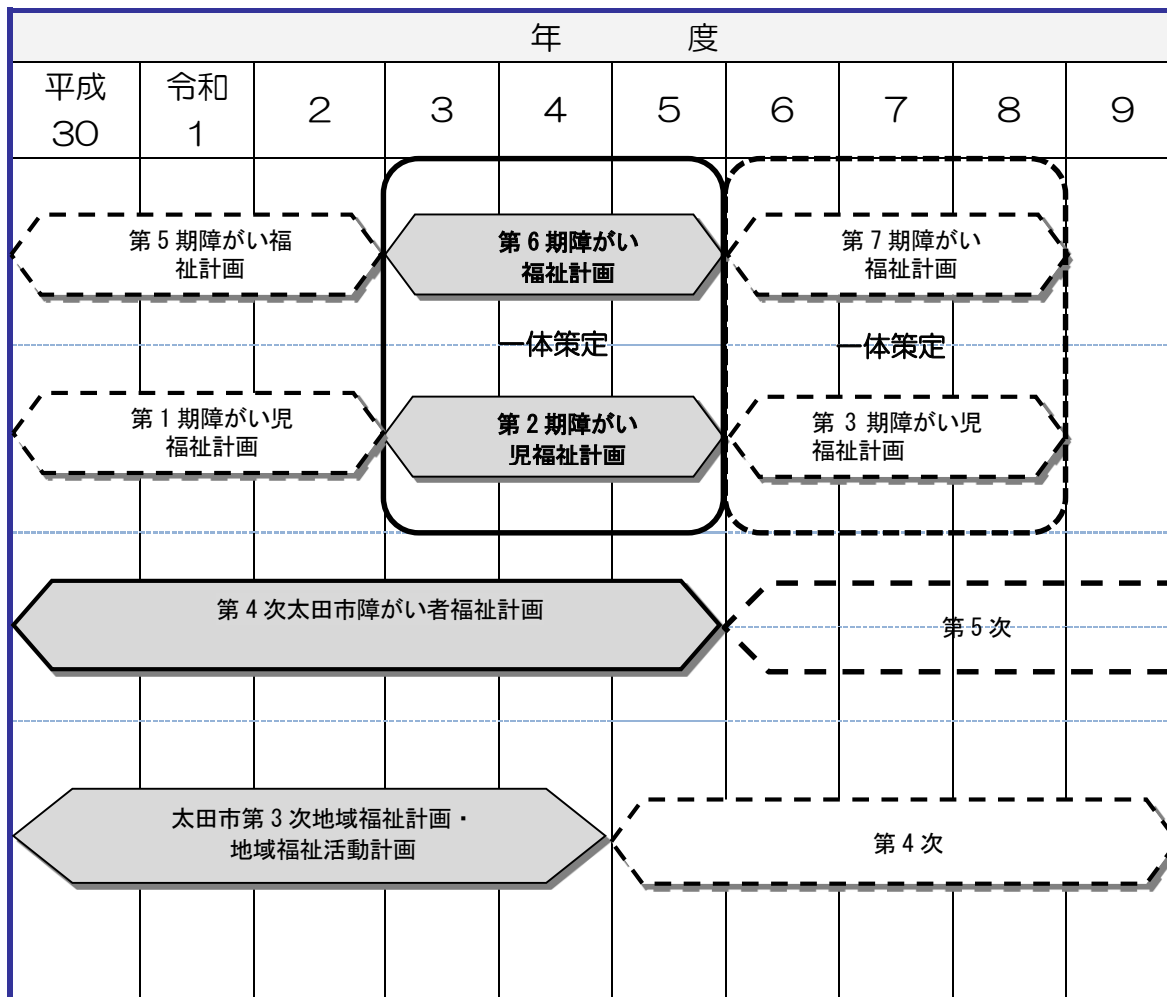
3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画の期間とします。なお、計画終了年度である令和5年度には、第7期計画及び第3期計画として新たに策定を行うものとします。



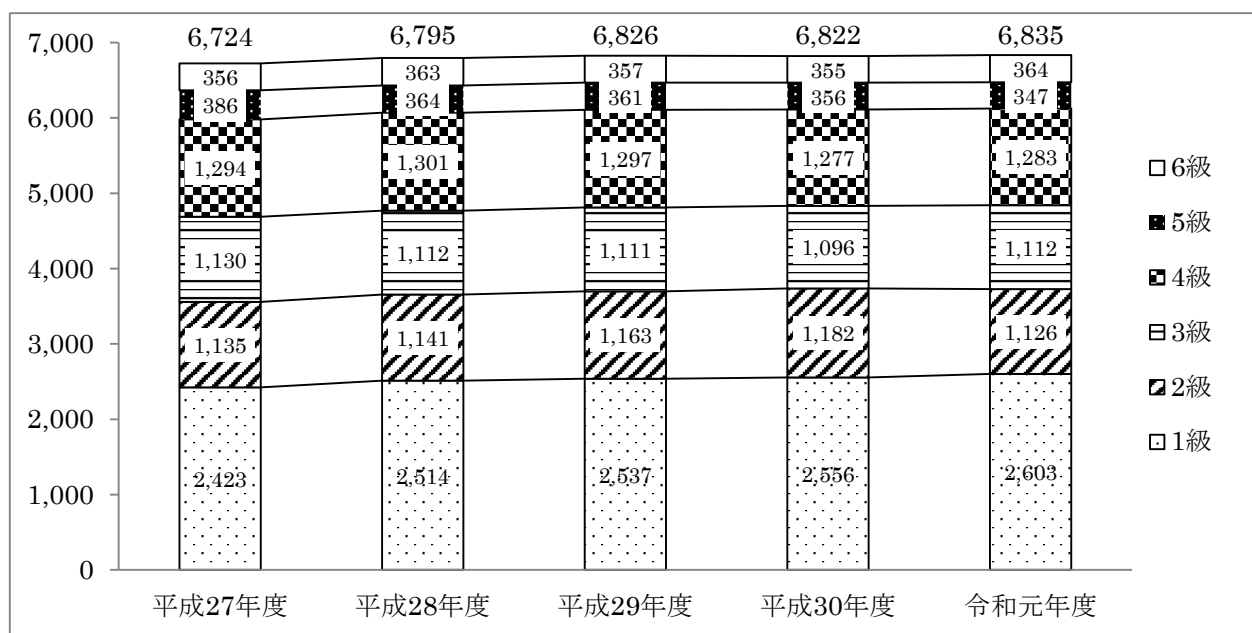
第2章 障がいのある人の状況

1 身体障がいのある人

身体障害者手帳の所持者数は以下の通りであり、平成 27 年度末からの4年間で 111 人（約 1.7%）の増加となっています。級別では 1 級、部位別では肢体不自由の方が最も多くなっていますが内部障がいの方が増えています。また、18 歳未満の障がい児の手帳保持者数は 174 人から 181 人の間で推移しています。

障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

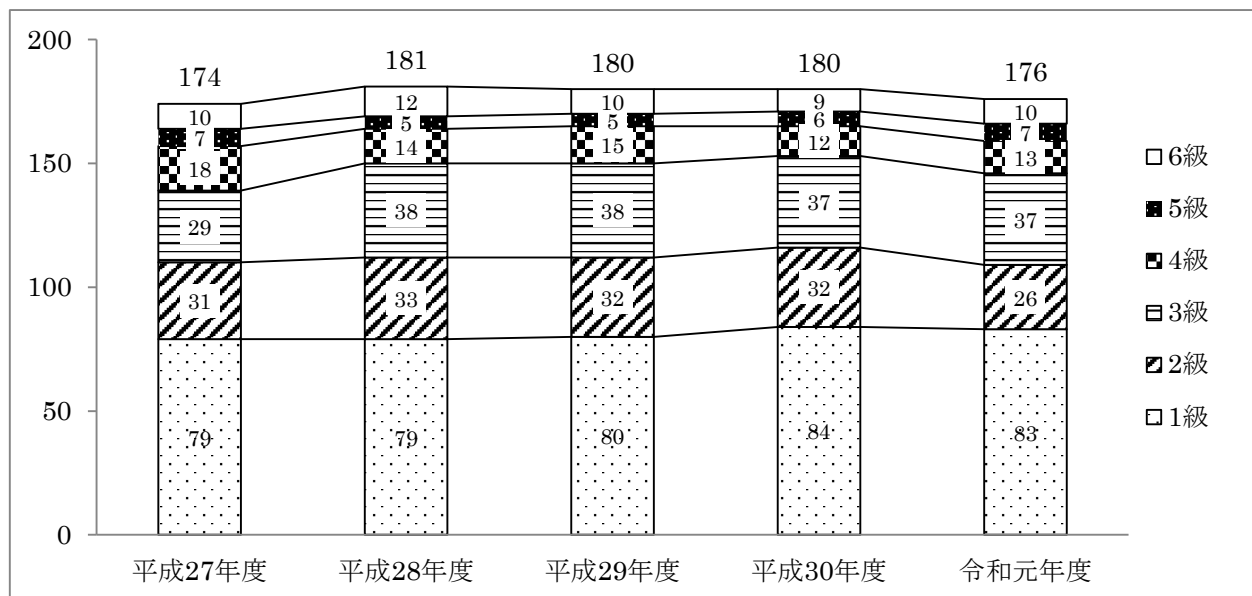
単位:人



出典：障がい福祉課資料

障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移（障がい児分再掲）

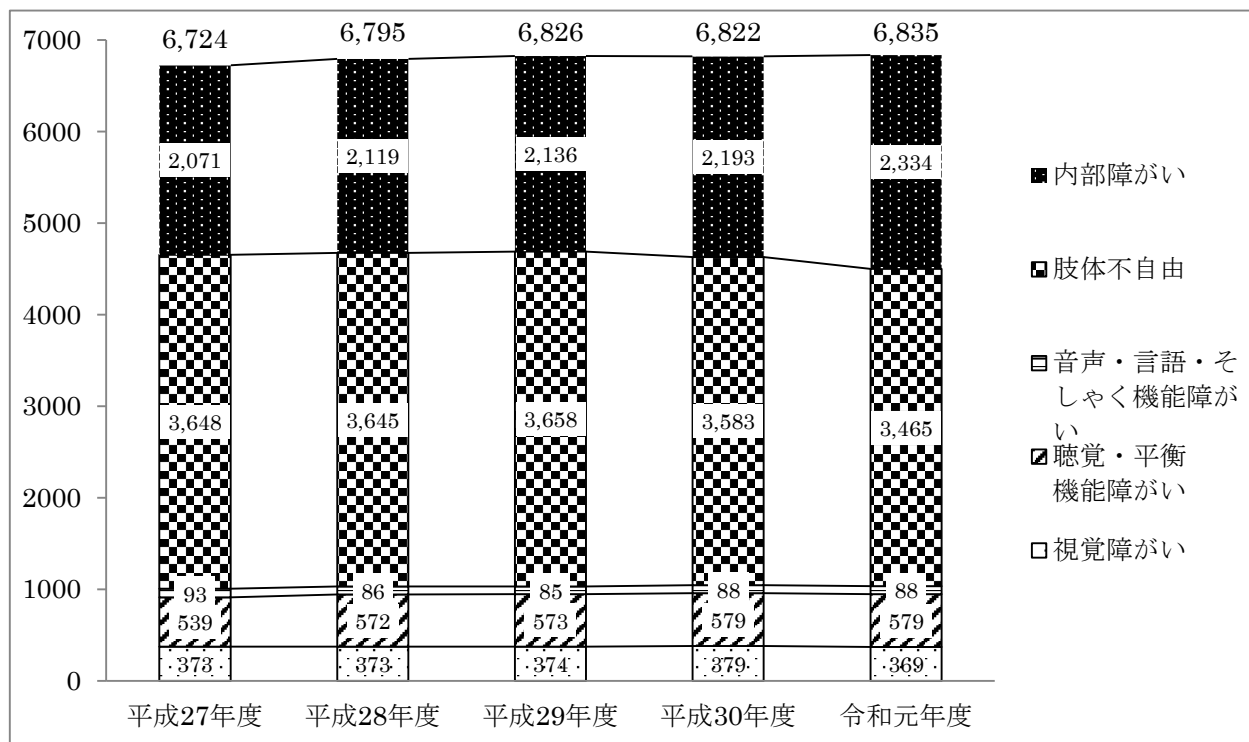
単位:人



出典：障がい福祉課資料

部位別身体障害者手帳所持者数の推移

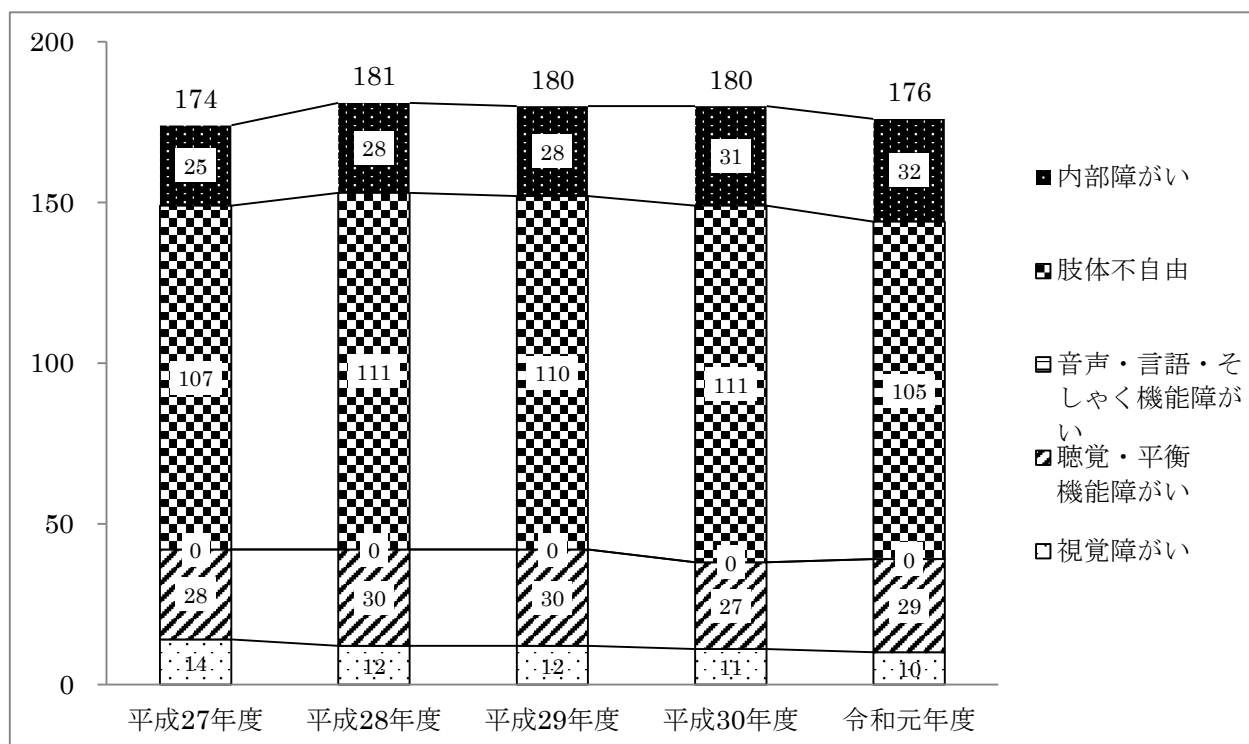
単位:人



出典：障がい福祉課資料

部位別身体障害者手帳所持者数の推移（障がい児分再掲）

単位:人



出典：障がい福祉課資料

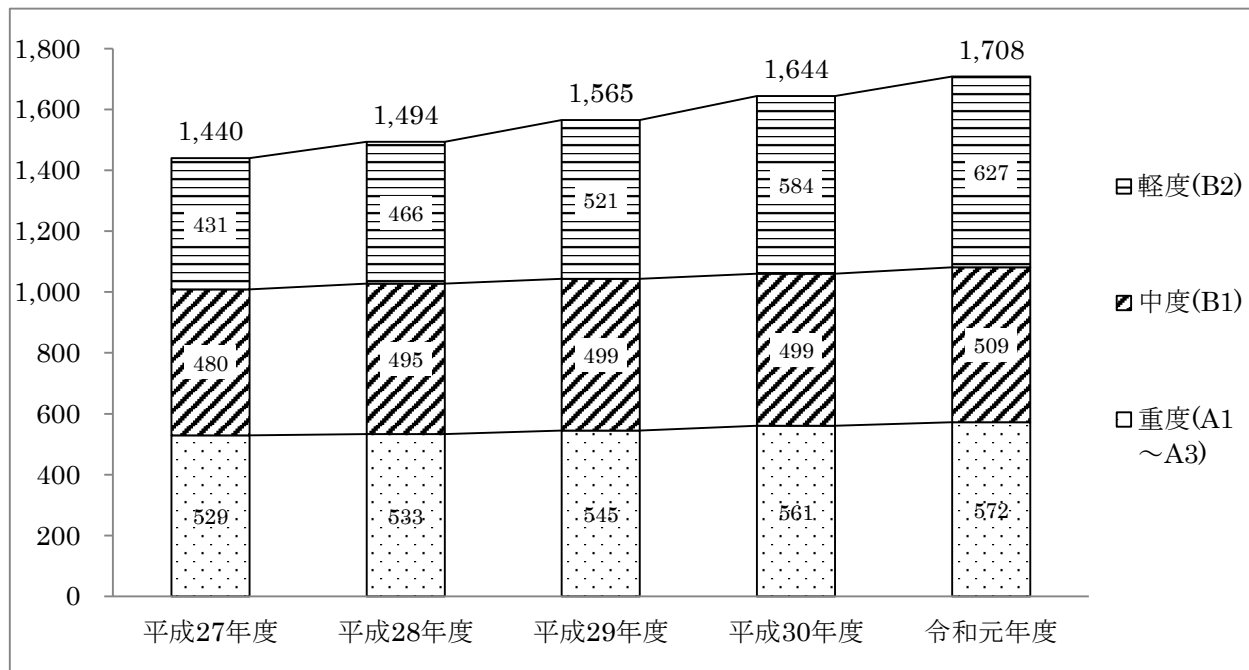
2 知的障がいのある人

療育手帳の所持者数は、平成27年度末からの4年間で268人（約18.6%）の増加となっています。特に軽度の方の増加率が45.5%と高くなっています。

18歳未満の手帳所持者数は、4年間で155人（約39.6%）の増加となっています。

療育手帳所持者数の推移

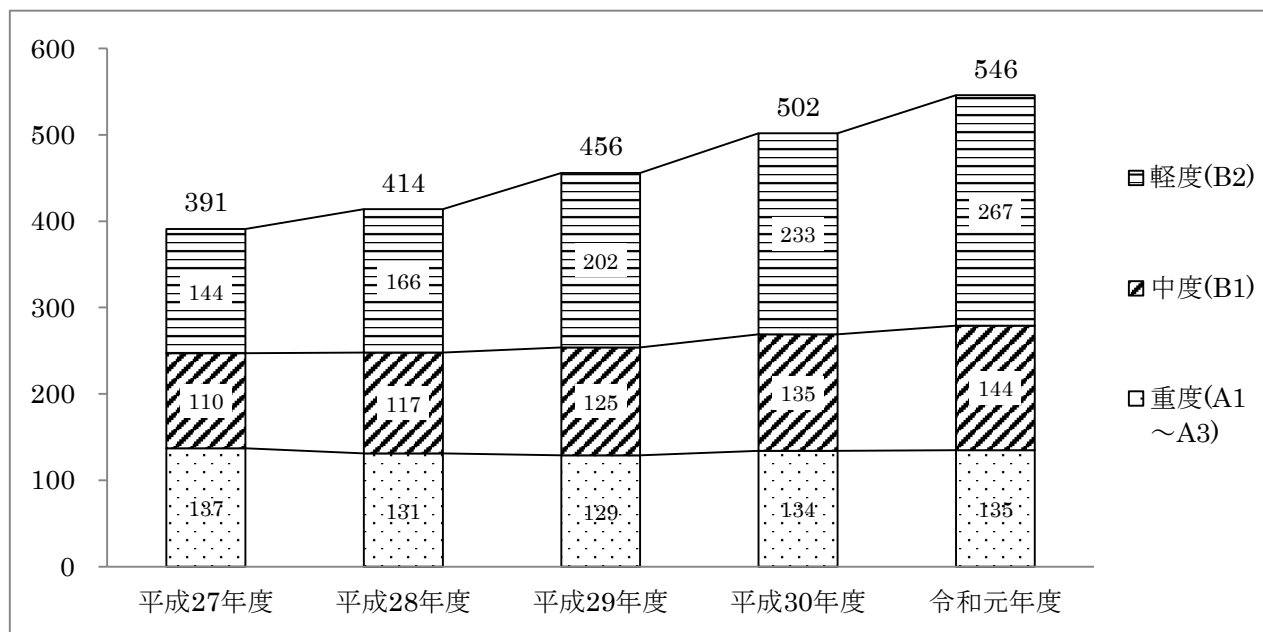
単位：人



出典：障がい福祉課資料

療育手帳所持者数の推移（障がい児分再掲）

単位：人



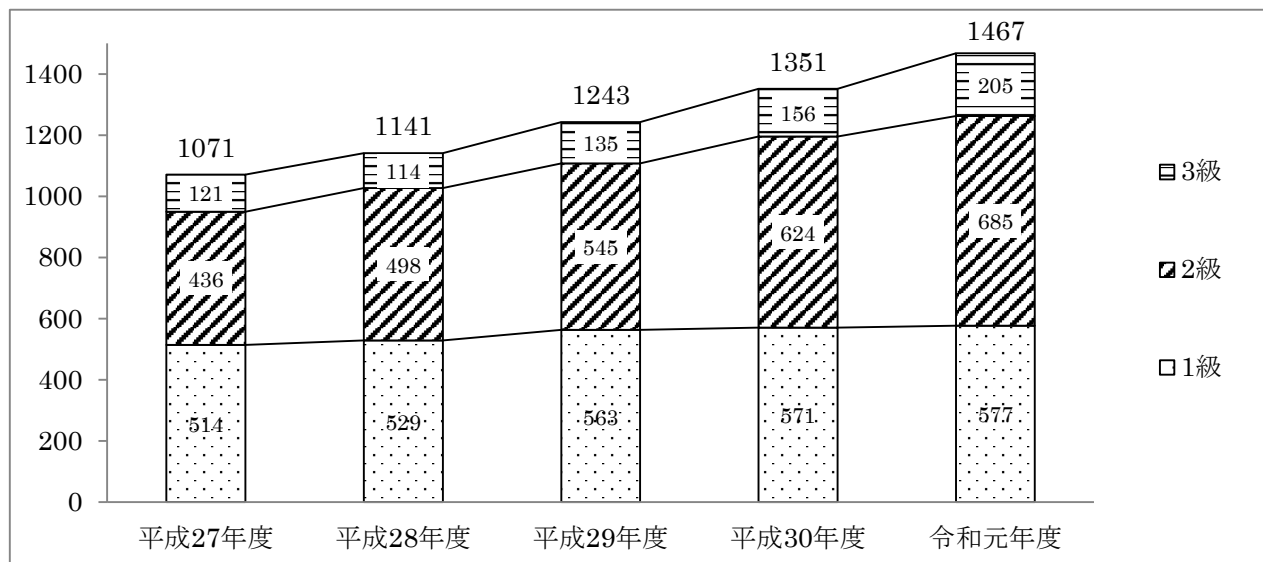
出典：障がい福祉課資料

3 精神障がいのある人

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年度末からの4年間で396人（約37.0%）の増加となっています。

単位：人

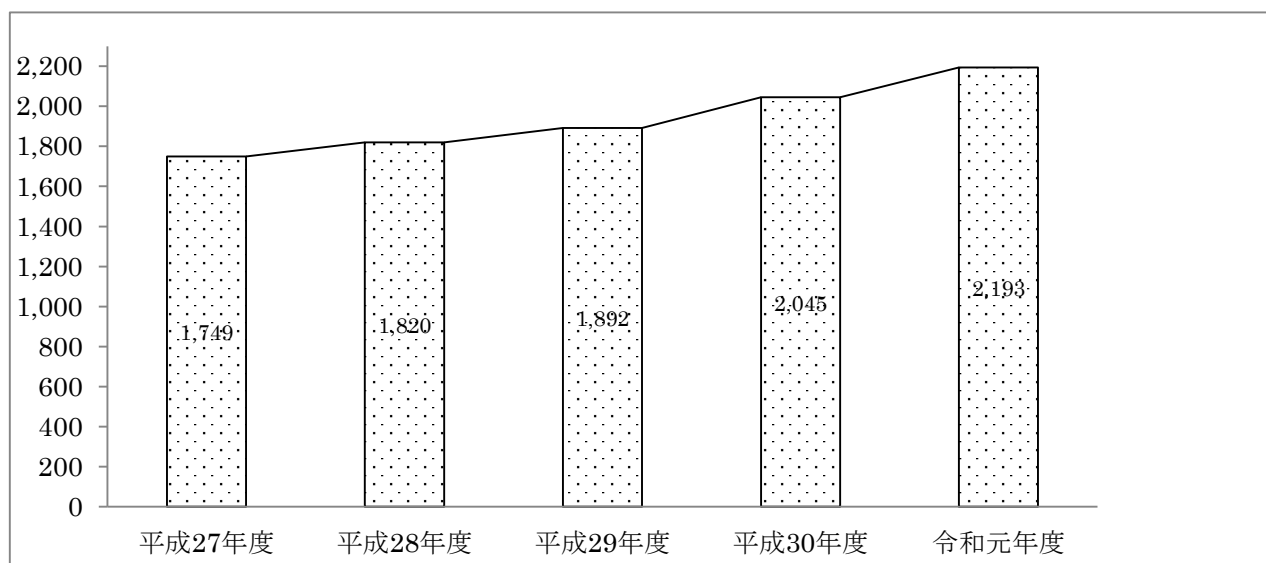


出典：障がい福祉課資料

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神障がいのある人のうち通院医療費の公費負担を受けている人は、平成27年度末からの4年間で444人（約25.4%）の増加となっています。

単位：人



出典：障がい福祉課資料

4 障がいのある児童・生徒の就学の状況

公立小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数は、小学校においては平成27年度末からの4年間で108人（約87.8%）の増加で、中学校においては20人（約28.2%）の増加となっております。また、太田養護学校の児童・生徒数については、小学部においては19人（26.4%）の増加で、中学部においては40人から44人の間で推移しています。

公立小・中学校の学級数及び児童・生徒数の推移

単位：学級、人

	小学校		中学校	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成27年度	483 (35)	12,920 (123)	222 (21)	6,711 (71)
平成28年度	498 (41)	12,817 (145)	220 (23)	6,690 (79)
平成29年度	500 (45)	12,724 (181)	221 (26)	6,600 (80)
平成30年度	506 (50)	12,654 (207)	212 (25)	6,479 (83)
令和元年度	504 (58)	12,547 (231)	215 (26)	6,355 (91)

※下段の()は特別支援学級の学級数及び児童・生徒数で内数

出典：学校教育課「事務に関する説明書」

太田特別支援学校（旧太田養護学校）の学級数及び児童・生徒数の推移

単位：学級、人

	小学部		中学部	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成27年度	24	72	14	40
平成28年度	24	76	13	41
平成29年度	25	80	14	44
平成30年度	18	85	11	44
令和元年度	21	91	10	40

出典：学校教育課「事務に関する説明書」

5 福祉医療受給者数の推移

障がいに係る福祉医療の受給者数は、平成27年度末からの4年間で5,515人から5,572人の間で推移しています。

福祉医療受給者数の推移

単位：人

	重度心身障がい者	高齢重度障がい者	合計
平成27年度	2,869	2,646	5,515
平成28年度	2,915	2,633	5,548
平成29年度	2,919	2,623	5,542
平成30年度	2,901	2,671	5,572
令和元年度	2,884	2,651	5,535

出典：医療年金課「事務に関する説明書」

※受給要件

特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B2（B2は18歳未満の児童）のいずれかに該当する方。（後期高齢医療に該当する方が高齢重度障がい者）

6 障害（基礎）年金受給権者数の推移

令和元年度の障害年金などの受給権者数は3,159人で、平成27年度末からの4年間で約6.9%の増加となっています。

障害（基礎）年金受給権者数の推移

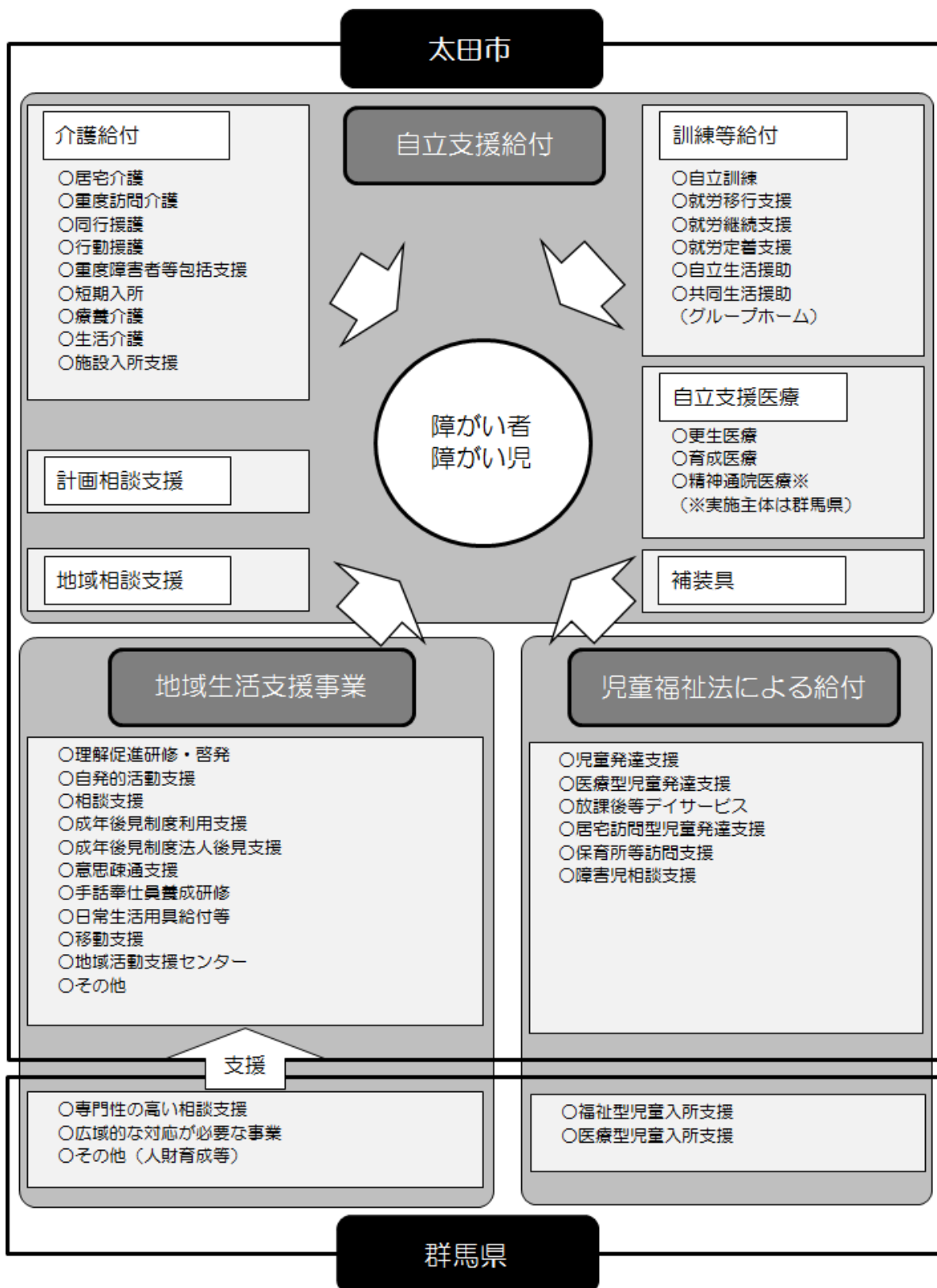
単位：人

	受給権者数
平成27年度	2,954
平成28年度	3,018
平成29年度	3,069
平成30年度	3,102
令和元年度	3,159

出典：統計情報「市町村別年金給付状況」

第3章 自立支援システムの全体像

障害者総合支援法及び児童福祉法による、障がい者及び障がい児に対する本市と群馬県の総合的な支援体制は以下に示す図のとおりです。



第4章 成果目標（令和5年度末の基本目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までの数値目標については、令和元年度末の施設入所者数198人から12人（6.1%）が地域生活へ移行することを目標とします。

また、地域生活移行者数、地域生活移行以外の退所者数及び新規入所者数（待機者数）等を勘案し、令和5年度末の施設入所者数を194人、施設入所者の削減見込み数として4人を目標とします。

【国の基本指針】

- ①令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行することを基本とする。
- ②令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

項目	数値	備考
【実績】 令和元年度末の施設入所者数	198人	令和2年3月31日の施設入所者数。
【目標①】 地域生活移行者数	12人 (6.1%)	令和5年度末までに施設入所からGH、家庭復帰等の地域生活へ移行する者の数。
令和5年度末の施設入所者数	194人	令和5年度末時点での施設入所者見込数。
【目標②】 施設入所者削減見込	4人 (2.0%)	令和5年度末時点での施設入所者の削減見込数。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を年2回以上開催することを活動指標とします。

また障害福祉サービスの利用者数のうち、精神障がい者の数について、地域移行支援1人、地域定着支援1人、共同生活援助95人、自立生活援助1名とすることを活動指標とします。

【国の基本指針】

都道府県のみを設定であり、市町村に対しては設定されていません。

項目	数値	備考
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込み数。
【活動指標②】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	地域移行支援の利用者のうち精神障がい者の数。
【活動指標③】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	地域定着支援の利用者のうち精神障がい者の数。
【活動指標④】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	95人	共同生活援助の利用者のうち精神障がい者の数。
【活動指標⑤】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	自立生活援助の利用者のうち精神障がい者の数。

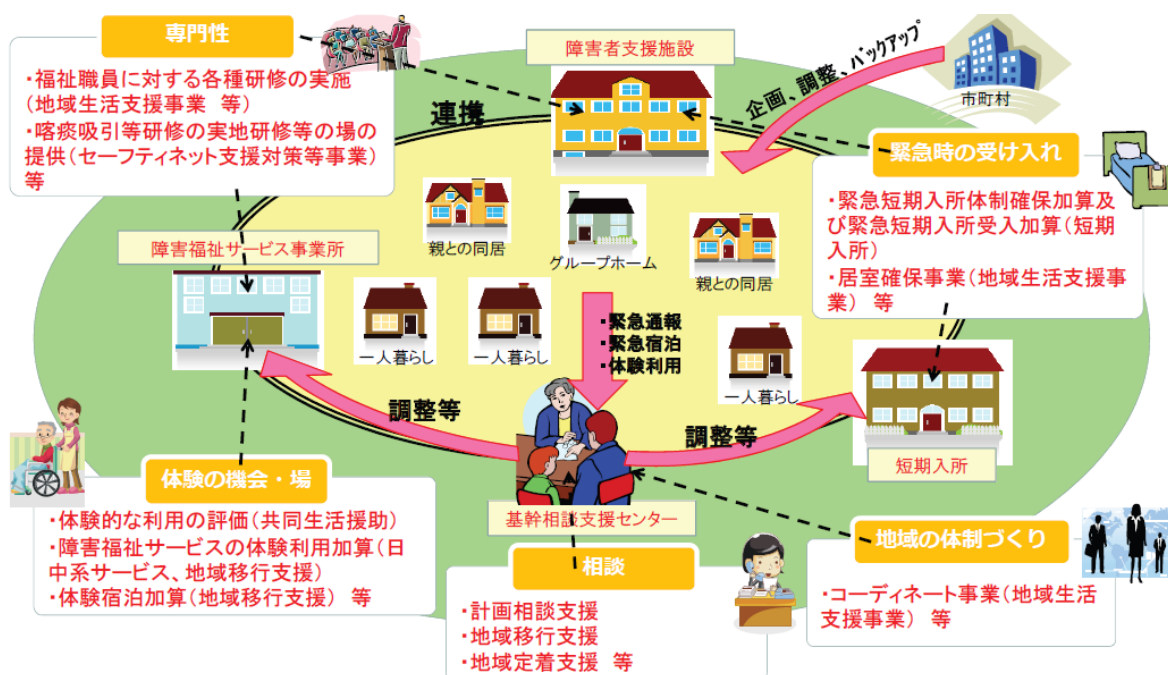
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和元年7月1日に前倒して運用開始しました地域生活支援拠点等について、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

【国の基本指針】

令和2年度末までに各市町村（又は各圏域）に、少なくとも1つ以上を整備することされている「地域生活支援拠点等」を令和5年度末までの間、1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とする。

項目	数値	備考
【目標】 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討	—	年1回以上、運用状況を検証及び検討する。
【活動指標①】 設置箇所数	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討をする。



出典：厚生労働省資料

4 福祉施設から一般就労への移行等

令和元年度の福祉施設利用者の一般就労への移行実績は 12 人であることから、令和 5 年度における一般就労への移行者数は 18 人（1.5 倍）を目標とします。次に、令和元年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数が 5 人であることから、令和 5 年度末の利用者数の目標は 8 人（1.6 倍）とします。次に、令和元年度末の就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数が 3 人であることから、令和 5 年度末の利用者数の目標は 5 人（1.67 倍）とします。次に、令和元年度末の就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数が 4 人であることから、令和 5 年度末の利用者数の目標は 5 人（1.25 倍）とします。次に、令和 5 年度における就労定着支援事業の利用者数は、一般就労する者 18 名の 7 割を超える 13 人を目標とします。最後に、令和 5 年度における就労定着支援事業の就労定着率は、8 割を目標とします。

【国の基本指針】

- ①令和 5 年度末における就労移行者数が、令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
- ①-2 令和 5 年度末における就労移行支援事業の一般就労移行者数が、令和元年度末における移行者数の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
- ①-3 令和 5 年度末における就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数が、令和元年度末における移行者数の 1.26 倍以上とすることを基本とする。
- ①-4 令和 5 年度末における就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数が、令和元年度末における移行者数の 1.23 倍以上とすることを基本とする。
- ②令和 5 年度の就労移行支援事業等を通じて、令和 5 年度に一般就労する者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を、全体の 7 割以上とすることを基本とする。

第4章 成果目標

項目	数値	備考
【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数	12人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労した者の数。
【実績②】 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	5人	令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。
【実績③】 令和元年度の就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数	3人	令和元年度における就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数。
【実績④】 令和元年度の就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数	4人	令和元年度における就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数。
【目標①】 令和5年度の一般就労移行者数	18人 (1.5倍)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。
【目標①-2】 令和5年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	8人 (1.6倍)	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。
【目標①-3】 令和5年度の就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	5人 (1.67倍)	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 A 型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。
【目標①-4】 令和5年度の就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	5人 (1.25倍)	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援 B 型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。
【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	13人 (7.2割)	福祉施設の利用者のうち、令和5年度に就労定着事業を利用する者の数。
【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	8割	各年度における就労定着支援による就労開始1年後の職場定着率。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児に対し重層的な地域支援の核となる児童発達支援センターは、現在、1箇所が設置されています。今後、他の支援事業所と連携を密にし、支援内容の充実を図っていきます。次に、保育所等訪問支援については、現在、2箇所が指定を受けていますが、需要及び人員の配置等の問題から、うち1箇所はサービスの提供には至っていません。今後、十分なサービス提供ができるよう支援体制の確保を図ります。次に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、現在、1事業所がありますが、今後、需要に対応した定員管理を図るとともに新規サービス提供事業所の参入促進を図り2箇所の設置を目標とします。次に、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、現在4箇所が指定を受けており、今後も安定したサービスを提供できるよう支援体制の確保を図ります。次に、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携して対応するための協議の場を、平成30年度末に設置し、年2回会議を実施しており、その体制を維持してまいります。

最後に、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、現在3名を配置しており、その人数を維持してまいります。

【国の基本指針】

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③-1 令和5年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ③-2 令和5年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ④-1 令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることを基本とする。
- ④-2 令和5年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項目	数値	備考
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1箇所	令和5年度末における児童発達支援センターの設置数。
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施	2箇所	令和5年度末における保育所等訪問支援の実施事業所の設置数。
【目標③-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2箇所	令和5年度末における主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数。
【目標③-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	4箇所	令和5年度末における主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数。
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	令和5年度末における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数。
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人	令和5年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化については、令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保することを目標とします。

【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村（又は各圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	数値	備考
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	—	令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保する。 基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援	400回	令和5年度における障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み数。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	3件	令和5年度における地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み数。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	4件	令和5年度における地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み数。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	4回	令和5年度における地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み数。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制 の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標とします。

【国の基本指針】

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	数値	備考
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	—	令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	10人	令和5年度における都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み数。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有 1回	令和5年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み数。
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	有 1回	令和5年度における都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込み数。

第5章 活動指標（障害福祉サービス等の見込み量）

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事を支援します。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、外出時における移動の支援等を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の援助を行います。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	204	212	222	247	255	264
	実績値	234	240	238	244	224	238
	達成率	114.7%	113.2%	107.2%	98.8%	87.8%	90.2
利用量 (時間/月)	計画値	5,048	5,246	5,493	5,605	5,740	5,954
	実績値	5,328	5,558	5,333	5,107	4,215	4,400
	達成率	105.5%	105.9%	97.1%	91.1%	73.4%	73.9%

※H27～R1 は各年度末の実績値、R2 はR2年7月分の実績値

【第6期の見込み量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	239	240	242
利用量 (時間/月)	計画値	4,639	4,654	4,750

《サービス見込み量算出の考え方》

令和元年度までの実績を基礎として、入所施設や精神科病院からの地域移行を勘案し、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を242人、利用量を4,750時間と見込むこととします。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	401	410	419	444	454	464
	実績値	412	421	435	445	455	476
	達成率	102.7%	102.7%	103.8%	100.2%	100.2%	102.6%
利用量 (人日/月)	計画値	7,543	7,712	7,881	8,667	8,862	9,057
	実績値	8,383	8,472	8,341	8,311	8,763	9,510
	達成率	111.1%	109.9%	105.8%	95.9%	98.9%	105.0%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	491	522	558
利用量 (人日/月)	計画値	9,668	10,219	10,849

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、入所施設や精神科病院からの地域移行、特別支援学校卒業生の生活介護利用希望等を勘案し、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を558人、利用量を10,849人日と見込むこととします。

《生活介護の利用者像》

地域や入所施設において、安定した地域生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

- ①障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上）
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2以上（施設入所の場合は区分3以上）

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者又は難病患者が自立した日常生活または社会生活を営むため、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションや生活に関する相談等の支援を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	1	1	1	0	2	2
	達成率	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%	100.0%
利用量 (人日/月)	計画値	33	33	33	29	29	29
	実績値	10	15	20	0	23	31
	達成率	30.3%	45.5%	60.6%	0.0%	79.3%	106.9%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3
利用量 (人日/月)	計画値	27	27	27

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を3人、利用量を27人日と見込むこととします。

《機能訓練の利用者像》

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病患者

- ①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- ②特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
等

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者が自立した日常生活を営むため、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練や生活に関する相談等の支援を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	5	7	9	9	10	10
	実績値	4	9	8	12	7	8
	達成率	80.0%	128.6%	88.9%	133.3%	70.0%	80.0%
利用量 (人日/月)	計画値	101	141	182	187	208	208
	実績値	88	168	166	202	116	124
	達成率	87.1	119.1	91.2%	108.0	55.8	59.6%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	9	10	11
利用量 (人日/月)	計画値	164	183	201

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、精神科病院からの地域移行を勘案して、令和2年度末の1か月あたりの利用者数を11人、利用量を201人日と見込むこととします。

《生活訓練の利用者像》

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者または精神障がい者

- ①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- ②特別支援学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方等

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	26	29	34	25	26	27
	実績値	28	22	23	40	41	30
	達成率	107.7%	75.9%	67.6%	160.0%	157.7%	111.1%
利用量 (人日/月)	計画値	409	425	440	409	425	440
	実績値	480	366	390	655	726	565
	達成率	117.4%	86.1%	88.6%	160.1%	170.8%	128.4%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	38	41	44
利用量 (人日/月)	計画値	654	705	757

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、特別支援学校卒業生の就労移行支援利用希望等を勘案し、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を44人、利用量を757人日と見込むこととします。

《就労移行支援の利用者像》

就労を希望する65歳未満の障がいのある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方

- ①就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就職先の紹介等の支援が必要な65歳未満の方
- ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する方

(5) 就労継続支援A型（雇成型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	42	42	42	85	91	97
	実績値	59	63	79	108	114	122
	達成率	140.5%	150.0%	188.1%	127.1%	125.3%	125.8%
利用量 (人日/月)	計画値	803	803	803	1,679	1,797	1,916
	実績値	1,178	1,311	1,490	2,123	2,237	2,427
	達成率	146.7%	163.3%	185.6%	126.4%	124.5%	126.7%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	131	140	150
利用量 (人日/月)	計画値	2,623	2,803	3,003

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、サービス提供事業者数の増加による利用者増等を勘案し、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を150人、利用量を3,003人日と見込むこととします。

《就労継続支援A型の利用者像》

企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③企業等を就職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

(6) 就労継続支援B型（非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	129	135	141	177	184	191
	実績値	147	162	170	172	192	183
	達成率	114.0%	120.0%	120.6%	97.2%	104.3%	95.8%
利用量 (人日/月)	計画値	2,311	2,418	2,525	3,246	3,375	3,503
	実績値	2,769	3,007	2,923	2,964	3,446	3,321
	達成率	119.8%	124.4%	115.8%	91.3%	102.1%	94.8%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	190	198	206
利用量 (人日/月)	計画値	3,449	3,594	3,739

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を206人、利用量を3,739人日と見込むこととします。

《就労継続支援B型の利用者像》

企業等に就労することが困難な方で、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方

- ①就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
- ③上記に該当しない方で、50歳に達している方または障害基礎年金1級を受給している方

(7) 就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者の方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値				14	29	43
	実績値				3	4	2
	達成率				21.4%	13.8%	4.7%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

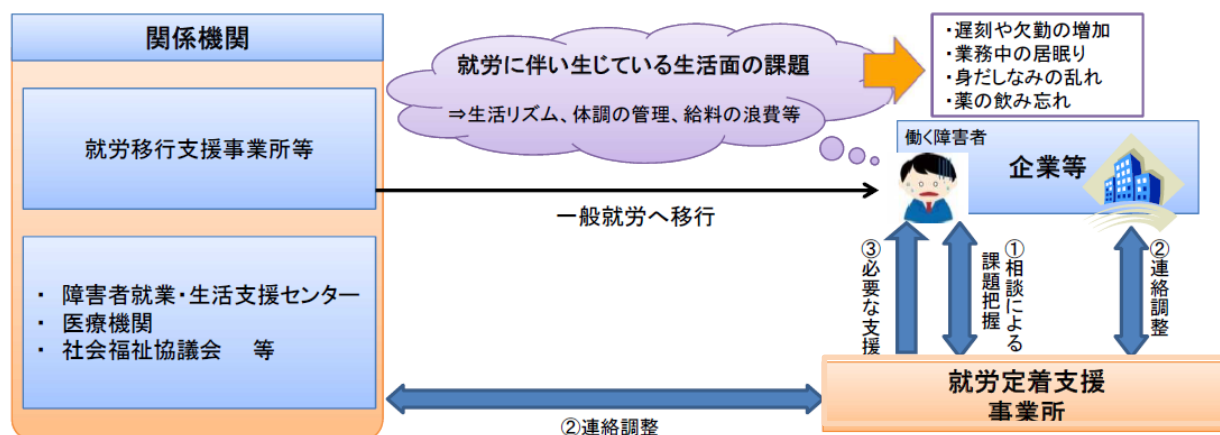
区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	5	9	13

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を13人と見込むこととします。

《就労定着支援の利用者像》

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方



出典：厚生労働省資料

(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間において、医療機関において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	26	29	32	27	27	28
	実績値	26	26	26	28	31	30
	達成率	100.0%	89.7%	81.3%	103.7%	114.8%	107.1%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	31	32	32

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、相談支援事業所等からの情報を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を32人と見込むこととします。

《療養介護の利用者像》

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者

- ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が区分6の方
- ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障害支援区分が区分5以上の方

(9) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気で介護できない場合などに、障がい者（児）に対して、短期間、夜間を含め施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	39	45	54	64	74	87
	実績値	38	49	55	49	28	29
	達成率	97.4%	108.9%	101.9%	76.6%	37.8%	33.3%
利用量 (人日/月)	計画値	200	231	277	282	326	384
	実績値	175	239	236	237	103	136
	達成率	87.5%	103.5%	85.2%	84.0%	31.6%	35.4%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	54	62	72
利用量 (人日/月)	計画値	233	267	310

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、地域生活支援拠点による体験の機会や緊急時の対応等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を72人、利用量を310人日と見込むこととします。

《短期入所の利用者像》

障害者支援施設等において実施する「福祉型」と病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」とがあります。「福祉型」においては、障害支援区分が区分1以上の方が、「医療型」においては、特定の疾患を有する方や重症心身障害者（児）の方が利用対象となります。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値				3	3	3
	実績値				0	0	0
	達成率				0.0%	0.0%	0.0%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

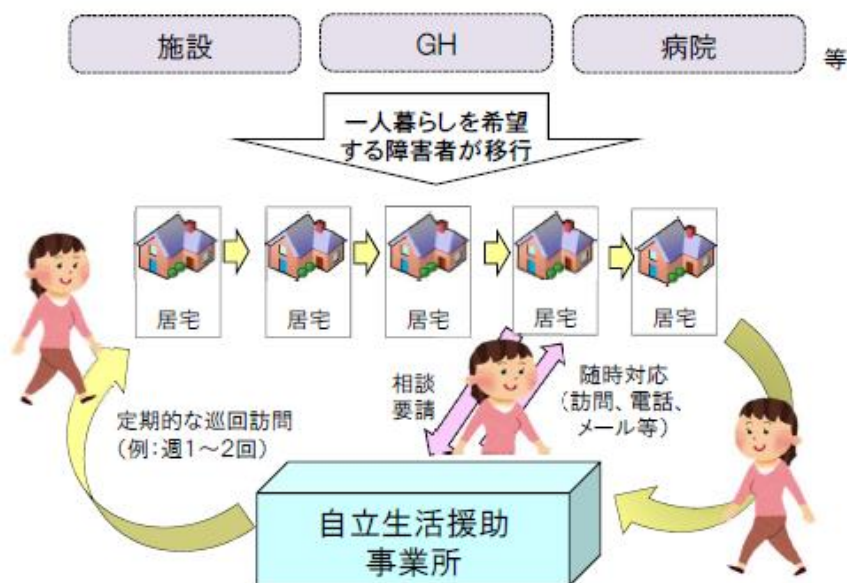
区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績はゼロですが、施設やグループホームを退所した方や、精神科病院から退院した方を勧誘し、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を3人と見込むこととします。

《自立生活援助の利用者像》

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、ひとり暮らしを希望する方



出典：厚生労働省資料

(2) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を行うとともに、必要に応じて入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	138	145	154	167	175	185
	実績値	159	163	160	174	187	199
	達成率	115.2%	112.4%	103.9%	104.2%	106.9%	107.6%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	211	225	241

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、地域生活支援拠点による体験の機会や緊急時の対応、また、グループホームの新規開設予定等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を241人と見込むこととします。

《共同生活援助の利用者像》

就労している人または就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の支援を必要とする方及び生活介護等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、入浴、排せつまたは食事の介護等を必要とする方

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の世話をを行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	191	181	167	204	202	200
	実績値	205	204	205	196	198	199
	達成率	107.3%	112.7%	122.8%	96.1%	98.0%	99.5%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	198	196	194

《サービス見込量算出の考え方》

令和元年度末の施設入所者数を基礎として、地域移行による退所者数、待機者のうち新たに施設入所となる人数等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を194人と見込むこととします。

《施設入所支援の利用者像》

常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な方や訓練等を受けるにあたり、入所が必要又は通所が困難な方

- ①生活介護を受けている方で、障害支援区分が区分4以上の方（50歳以上の方は区分3以上）
- ②自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、地域の社会資源の状況等により通所することが困難である方

(4) 宿泊型自立訓練

知的障がい者または精神障がい者に対して、居住の場を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や相談及び助言その他必要な支援を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	17	17	17	15	17	19
	実績値	15	17	13	11	10	3
	達成率	88.2%	100%	76.5%	73.3%	58.8%	15.8%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	4	5	6

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、精神科病院からの退院者等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を6人と見込むこととします。

《宿泊型自立訓練の利用者像》

自立訓練（生活訓練）対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な方

4 相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスや地域相談支援の申請に当たり、障がい者の心身の状況や環境、利用に関する意向などを勘案し、サービス等利用計画を作成するものです。また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証するモニタリングを行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	350	365	380	200	205	210
	実績値	195	211	181	183	213	136
	達成率	55.7%	57.8%	47.6%	91.5%	103.9%	64.8%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	220	225	230

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、障害福祉サービスの利用者の増加傾向やサービス支給決定月の平準化等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を230人と見込むこととします。

《計画相談支援の利用者》

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
障害福祉サービスを利用するすべての障がい児

(2) 地域移行支援

施設入所者や精神病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	0	0	2	1	2	2
	実績値	0	0	0	0	1	0
	達成率	-%	-%	-%	-%	50.0%	-%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	1	2	2

《サービス見込量算出の考え方》

地域移行支援については、第4期・第5期の期間中、令和元年度以外は利用されていない状況です。地域移行を推進する上での有用なサービスであるため、令和5年度末における1か月あたりの利用者数を2人と見込むこととします。

《地域移行支援の利用者》

障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者
精神科病院に入院している精神障がい者

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問や緊急対応等の支援を行います。

【第4期・第5期の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	0	0	2	2	4	4
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-%	-%	-%	-%	-%	-%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第6期の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	2	4	4

《サービス見込量算出の考え方》

地域定着支援については、過去の状況では利用実績がありません。地域移行や地域生活支援拠点整備の推進等を勘案して、令和5年度末における1か月あたりの利用者数を4人と見込むこととします。

《地域定着支援の利用者》

居宅において単身で生活している障がい者

家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者

5 障がい児支援

(1) 児童発達支援

未就学の児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	41	50	61	57	61	63
	実績値	48	55	54	74	95	107
	達成率	117.1%	110.0%	88.5%	129.8%	155.7%	169.8%
利用量 (人日/月)	計画値	485	591	721	833	892	921
	実績値	715	770	808	931	1,012	1,406
	達成率	147.4%	130.3%	112.1%	111.8%	113.5%	152.7%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	120	136	152
利用量 (人日/月)	計画値	1,454	1,648	1,842

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、新規利用者となる児童の見込み数や就学によりサービスを受けなくなる児童数等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を152人、利用量を1,842人日と見込むこととします。

《児童発達支援の利用者像》

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む) ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象)

(2) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や休業日において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行います。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	182	331	602	240	271	302
	実績値	120	179	219	298	323	362
	達成率	65.9%	54.1%	36.4%	124.2%	119.2%	119.9%
利用量 (人日/月)	計画値	2,467	4,487	8,160	3,823	4,317	4,811
	実績値	1,862	2,949	3,461	4,645	5,193	6,154
	達成率	75.5%	65.7%	42.4%	121.5%	120.3%	127.9%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	394	426	461
利用量 (人日/月)	計画値	6,391	6,910	7,477

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、就学等により新規利用者となる児童の見込み数や卒業等によりサービスを受けなくなる児童の見込み数、また、サービス提供事業者の増加傾向等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を461人、利用量を7,477人日と見込むこととします。

《放課後等デイサービスの利用者像》

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児

（※引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能）

(3) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の集団生活を営む施設に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための訓練や訪問先施設のスタッフに対する支援方法等の指導等を行います。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1	4	5	6
	実績値	1	2	3	4	3	6
	達成率	100.0%	200.0%	300.0%	100.0%	60.0%	100.0%
利用量 (人日/月)	計画値	4	4	4	8	10	12
	実績値	1	4	4	7	4	8
	達成率	25.0%	100.0%	100.0%	87.5%	40.0%	66.7%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	5	6	7
利用量 (人日/月)	計画値	10	12	14

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、市内の指定サービス事業者の支援体制の確保等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を7人、利用量を14人日と見込むこととします。

《保育所等訪問支援の利用者像》

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

(※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
発達障がい児、その他の気になる児童を対象)

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療等の支援を行います。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-%	-%	-%	-%	-%	-%
利用量 (人日/月)	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	-%	-%	-%	-%	-%	-%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
利用量 (人日/月)	計画値	0	0	0

《サービス見込量算出の考え方》

医療型児童発達支援については、過去に利用実績がなく、また、県内においてもサービスを提供する事業所もないことから、今期の計画では利用を見込まないこととします。

《医療型児童発達支援の利用者像》

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	/	/	/	1	1	1
	実績値	/	/	/	0	0	0
	達成率	/	/	/	-%	-%	-%
利用量 (人日/月)	計画値	/	/	/	8	8	8
	実績値	/	/	/	0	0	0
	達成率	/	/	/	-%	-%	-%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

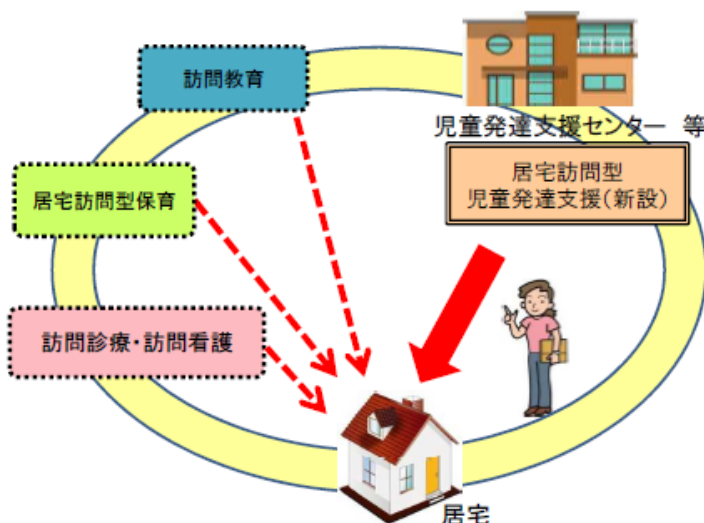
区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
利用量 (人日/月)	計画値	8	8	8

《サービス見込量算出の考え方》

未就学児のうち重症心身障害児などの重度の障がい児の人数や在宅の医療的ケア児の人数を推計し、その人数に外出することが著しく困難な障がい児の推計割合を乗じることにより、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を1人、利用量を8人日と見込むこととします。

《居宅訪問型児童発達支援の利用者像》

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児



出典：厚生労働省資料

(6) 福祉型児童入所支援

18歳未満の障がい児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値				15	15	15
	実績値				14	11	6
	達成率				93.3%	73.3%	40.0%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	10	10	10

《サービス見込量算出の考え方》

支給決定は群馬県で行うため、過去の実績等を勘案し、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を10人と見込みました。

《福祉型児童入所支援の利用者像》

福祉型児童入所施設では、18歳未満の知的障がい児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。知的障がいがあり、児童相談所が入所を適当と認めた児童が対象となります。

(7) 医療型児童入所支援

18歳未満の障がい児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	8	8	8	8	8	8
	実績値	8	4	7	8	7	1
	達成率	100.0%	50.0%	87.5%	100.0%	87.5%	12.5%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	8	8	8

《サービス見込量算出の考え方》

支給決定は群馬県で行うため、過去の実績等を勘案し、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を8人と見込みました。

《医療型児童入所支援の利用者像》

医療型障害児入所施設では、18歳未満の障がい児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。重症心身障がい児を対象とする施設と肢体不自由児を対象とする施設があります。重症心身障がいもしくは肢体不自由があり、児童相談所が入所を適当と認めた児童が対象となります。

(8) 障害児相談支援

障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する場合に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値	35	45	58	105	114	121
	実績値	75	78	44	75	102	48
	達成率	214.3%	173.3%	75.9%	71.4%	89.5%	39.7%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

区 分		R3	R4	R5
利用者数 (人/月)	計画値	110	121	132

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、障害児通所支援の利用者の増加傾向等を勘案して、令和5年度末の1か月あたりの利用者数を132人と見込むこととします。

《障害児相談支援の利用者》

障害児通所支援を利用するすべての障がい児

(9) 医療的ケア児に係るコーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援のための協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進するため、コーディネーターを配置します。

【第4期・第1期（第5期）の実績】

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数 (人/月)	計画値				1	1	1
	実績値				2	3	3
	達成率				200.0%	300.0%	300.0%

※H27～R1は各年度末の実績値、R2はR2年7月分の実績値

【第2期（第6期）の見込量】

区 分		R3	R4	R5
コーディネーター配置人数(人)	計画値	3	3	3

《サービス見込量算出の考え方》

令和2年度までの実績を基礎として、令和5年度末の1か月あたりのコーディネーター配置人数を3人と見込むこととします。

第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の充実を図ることを目的としています。

本市では、発達障がいに関することや障がい者と健常者の共生社会に関すること等の講演会を実施していますが、引き続き講演会や広報活動等により事業の推進を図ります。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の充実を図ることを目的としています。

本市では、平成28年度より実施しており、令和2年度では1団体に対して支援を行っていますが、引き続き、地域において自発的に取り組む団体等に対して支援を行います。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

(3) 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

①障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行います。

本市では、市役所内に「太田市障がい者相談支援センター」を設置し対応に当たっていますが、引き続き、支援体制の充実を図り実施していきます。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

②基幹相談支援センター等機能強化事業

市の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置する事業です。

本市では、市役所内の「太田市障がい者相談支援センター」を基幹相談支援センターとし、専門的職員を配置することで相談支援の機能強化を図っています。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業です。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

本市では、過去の利用実績を基礎として、令和5年度には8人の利用を見込みます。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用見込み者数(人/年)	計画値	3	4	5	6	7	8
	実績値	2	5	6	—	—	—
	達成率	66.7%	125.0%	120.0%	—	—	—

※実績値のR2は、令和2年9月末の実績値による推計値(年間)

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

本市では、社会福祉協議会において「おおた成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度に関する相談および利用支援を行っており、家庭裁判所にて決定される法人後見の受任を受け、財産管理や身上監護を行っております。

今後本市では、社会支援課にて、成年後見制度における体制整備を行い、中核機関の設置や市民後見人の活用を含めた法人後見の活動支援を行い、障がい者の権利擁護を図っていきます。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施の有無	計画値	無	無	無	無	無	無
	実績値	無	無	無	—	—	—
	達成率	—	—	—	—	—	—

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、本市に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思伝達の手段を確保します。

本市では、本事業を太田市社会福祉協議会に委託して実施しており、令和5年度における年間利用量を580件と見込むこととします。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用見込み件数(件/年)	計画値	500	525	550	520	550	580
	実績値	676	515	358	—	—	—
	達成率	135.2%	98.1%	65.1%	—	—	—

※実績値のR2は、令和2年9月末の実績値による推計値(年間)

②手話通訳者設置事業

聴覚障がい者等の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を公共施設等に設置して、意思伝達の手段を確保します。

本市では、障がい福祉課及び太田市社会福祉協議会に手話通訳者を設置し対応しております。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
設置見込み者数(人)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	1	1	—	—	—
	達成率	100.0%	50.0%	50.0%	—	—	—

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としています。

本市では、過去の実績等を勘案し、次のとおり見込むこととします。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具 (件/年)	計画値	10	10	10	10	10	10
	実績値	4	2	12	—	—	—
	達成率	40.0%	20.0%	120.0%	—	—	—
自立生活支援用具 (件/年)	計画値	20	20	20	20	20	20
	実績値	22	17	16	—	—	—
	達成率	110.0%	85.0%	80.0%	—	—	—
在宅療養支援用具 (件/年)	計画値	20	20	20	15	15	15
	実績値	12	15	14	—	—	—
	達成率	60.0%	75.0%	70.0%	—	—	—
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	計画値	20	20	20	30	30	30
	実績値	15	29	31	—	—	—
	達成率	75.0%	145.0%	155.0%	—	—	—
排泄管理支援用具 (件/年)	計画値	4,100	4,200	4,300	1,200	1,250	1,300
	実績値	4,402	4,241	4,450	—	—	—
	達成率	107.4%	101.0%	103.5%	—	—	—
居宅生活動作補助用具 (件/年)	計画値	2	2	2	3	3	3
	実績値	2	2	6	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	300.0%	—	—	—

※実績値のR2は、令和2年9月末の実績値による推計値（年間）

※排泄管理支援用具については、令和3年度以後、数値を申請月数から申請件数に変更する

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

本市では、本事業を太田市聴覚障害者福協会に委託しておりますが、各課程の修了者数を次のとおり見込むこととします。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
入門課程 (人/年)	計画値	25	28	30	15	16	17
	実績値	13	22	0	—	—	—
	達成率	52.0%	78.6%	0.0%	—	—	—
基礎課程 (人/年)	計画値	15	17	20	10	12	13
	実績値	12	9	0	—	—	—
	達成率	80.0%	52.9%	0.0%	—	—	—

※実績値のR2は、修了見込み者数

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

本市では、過去の実績等を勘案して、令和5年度における実利用者を150人、延べ利用時間を15,000時間見込むこととします。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実利用者見込 み者数 (人)	計画値	150	155	160	140	145	150
	実績値	142	138	138	—	—	—
	達成率	94.7%	89.0%	86.3%	—	—	—
延べ利用見込 み時間数 (時間)	計画値	15,700	16,000	16,300	12,000	13,000	15,000
	実績値	14,066	12,180	9,600	—	—	—
	達成率	89.6%	76.1%	58.9%	—	—	—

※実績値のR2は、令和2年9月末の実績値による推計値(年間)

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等が通い、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の推進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。

本市では、指定管理を含む直営事業所が4箇所、委託事業所が3箇所の7事業所が本事業を実施しています。

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施見込み箇所数 (箇所)	計画値	7	7	7	7	7	5
	実績値	7	7	7	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
実利用見込み者数 (人)	計画値	210	210	210	190	190	160
	実績値	194	191	190	—	—	—
	達成率	92.4%	91.0%	90.5%	—	—	—

※実績値のR2は、令和2年9月末の実績値による推計値(年間)

2 任意事業

必須事業以外で、市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業。

本市では、以下の事業を任意事業として実施します。

区 分			R3	R4	R5
日中一時支援事業 (日帰り短期)	利用件数 (件/年)	計画値	3,200	3,400	3,600
日中一時支援事業 (登録介護)	利用件数 (件/年)	計画値	600	625	650
日中一時支援事業 (サービスステーション)	利用件数 (件/年)	計画値	1,800	1,850	1,900
自動車運転免許取得助成事業	利用人数 (人/年)	計画値	2	2	2
自動車改造助成事業	利用人数 (人/年)	計画値	7	7	7
点字・声の広報等発行事業	発行回数 (回/月)	計画値	2	2	2
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	開催回数 (回/年)	計画値	1	1	1

第7章 計画の推進

1 見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、地域移行の促進の観点から、今後もサービスの利用者数、利用量は増加されると予想されます。現在、市内には訪問系サービスを提供する事業者が21箇所ありますが、地理的な条件から市外の事業者が2割程度利用されている状況です。必要なサービス量は確保できている状況ではありますが、新たなサービス提供事業者の参入を促進するとともに、事業者に対して適切な指導や情報提供を行い、サービス量の確保と質の向上に努めていきます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護については、サービスの利用者数、利用量が増加しており、今後のサービス供給量の不足が懸念されますが、新たな事業者の新規参入を促進するなど、当該サービスの利用を希望する方が過不足なくサービスを受けられるようサービス量の確保に努めます。

就労系のサービスについては、他市町村と比較して就労移行支援事業の利用が少ないため、計画相談事業所等と情報共有を図りながら、適切なサービスの利用につながるよう努めていきます。

また、就労定着支援事業については、「福祉施設から一般就労への移行等」を成果目標としていることから、その提供事業者と考えられる就労移行支援事業者等に対して、当該サービスを提供できるような支援体制を整備するよう要請し、サービス基盤の整備に努めます。

短期入所については、地域生活支援拠点の整備との関係から、緊急時における利用や親亡き後を見据えた体験利用など利用者のニーズに応じたサービスが提供できるように、関係機関との連携し、必要量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を成果目標としていることから、その受け皿のひとつとなるグループホームの整備を推進してまいります。現在、複数の事業者からグループホームの建設に係る情報がありますが、国による整備補助制度を活用するとともに、市の単独補助事業も併用し必要量の確保に努めます。

また、重症心身障がい者を対象としたグループホームについては、その必要性が増大しており、日中支援型グループホームなど、新たなサービス提供事業者の参入を促進します。

(4) 相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画の作成が義務づけられ、本市においても作成率が100%となっておりますが、今後の利用者増が予想されるなか、相談支援専門員の不足が喫緊の課題です。新たな事業者の新規参入や既存事業者の支援体制の拡充等により必要量の確保に努めます。

また、施設入所者や精神科病院の入院者がスムーズに地域に移行し、その地域において安心して生活できるよう、地域移行支援事業及び地域定着支援事業を積極的に活用できる体制を整備します。

(5) 障がい児支援

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、近年のサービス提供事業者の新規参入等により利用量については確保されている状況です。今後、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるように、事業者に対して適切な指導や情報提供を行いサービスの質の向上に努めていきます。

また、重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所は市内に1箇所、放課後等デイサービス事業所は4箇所ありますが、今後、需要に対応した定員管理を図るとともに新規参入を促し利用量の確保と質の向上に努めます。

保育所等訪問支援については、市内に2箇所設置できており、前回の成果目標である「1箇所以上設置」を達成しておりますが、引き続きサービスを提供する事業所の確保に努めます。

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、これまで実施してきた事業実績や障がい者からのニーズ等を踏まえて、内容の拡大・充実に努め継続して実施していきます。また、医療的ケア児に対する支援や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進等を実施できるよう検討します。

2 関係機関との連携

ノーマライゼーションの理念の下、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすことを支援するとともに障がい者のあらゆる社会活動への参画を支援します。計画の推進にあたっては、保健、医療、福祉、雇用等の自立生活に関連が深い各分野との連携を密にするとともに地域、障がい者団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービスの提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

- 庁内関係部署との連携・協力
- 国・県・近隣市町村との連携・協力
- サービス提供事業者との連携・協力

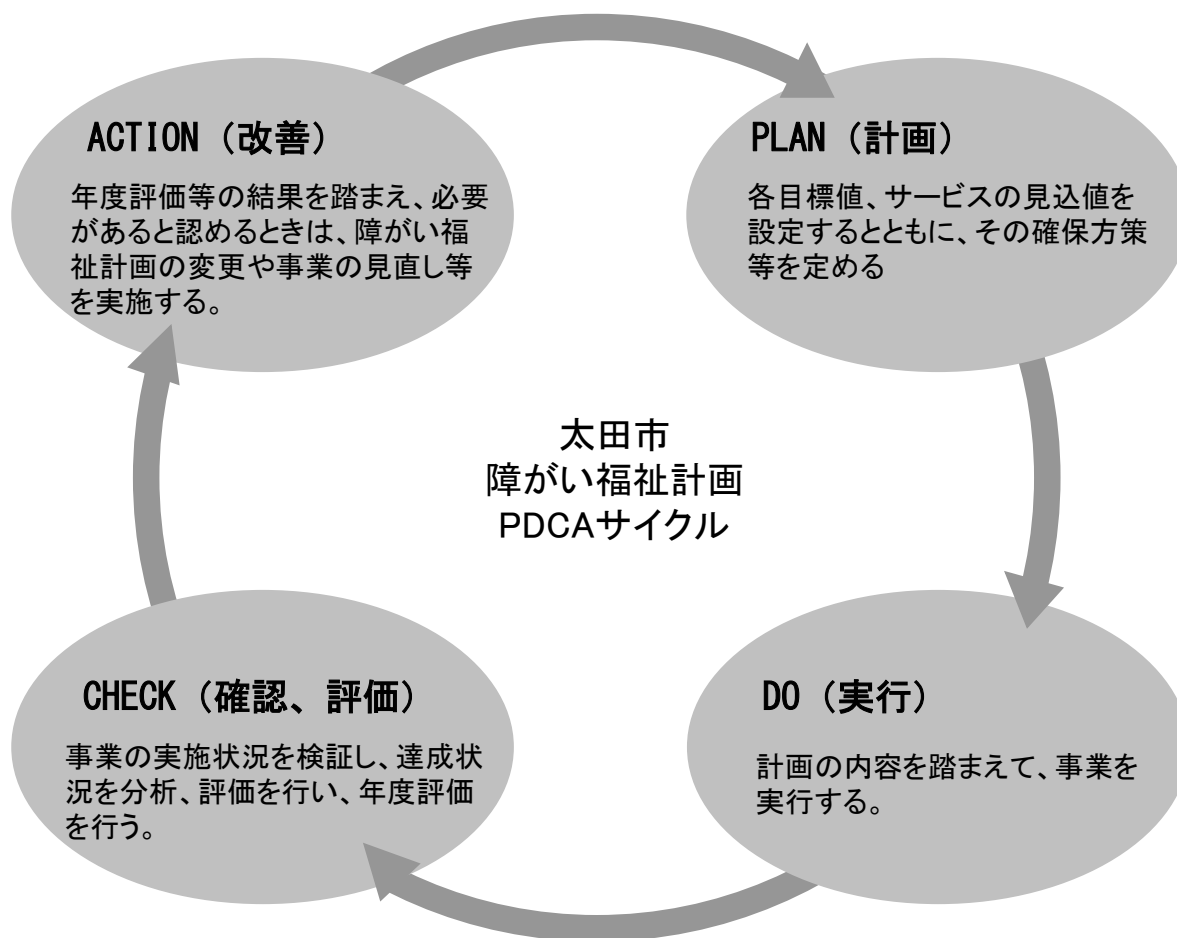
3 進捗状況の管理と評価

市は、各目標値、サービスの見込み量については、毎年度その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の年度評価として分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。

また、年度評価については、太田市障がい者支援協議会へ報告し、公表します。

なお、市は障がい福祉計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検、Action：見直し）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

■PDCA サイクルのイメージ図



■計画書策定の経過

日 時	内 容
令和2年6月10日	太田市障がい者支援協議会 定例会 ○計画策定について定例会で協議することについて提案・了承
令和2年10月9日	太田市障がい者支援協議会 定例会 ○計画のうち主に成果目標・活動指標について検討
令和3年2月5日	太田市障がい者支援協議会 定例会 ○計画案（素案）について検討 ○最終案として全体会に諮ることの了承
令和3年3月17日	太田市障がい者支援協議会 全体会 ○計画案の了承

第6期 太田市障がい福祉計画
第2期 太田市障がい児福祉計画

令和3年3月

太田市 福祉こども部 障がい福祉課
〒373-8718 太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1828

0276-47-1929

FAX 0276-47-1845